

当日用

平成27年度 第1回
高知市自立支援協議会 資料

平成27年8月21日（金）

総合あんしんセンター

高知市健康福祉部 障がい福祉課

条例説明・高知市自立支援協議会について

自立支援協議会の設置根拠（障害者総合支援法）

（協議会の設置）

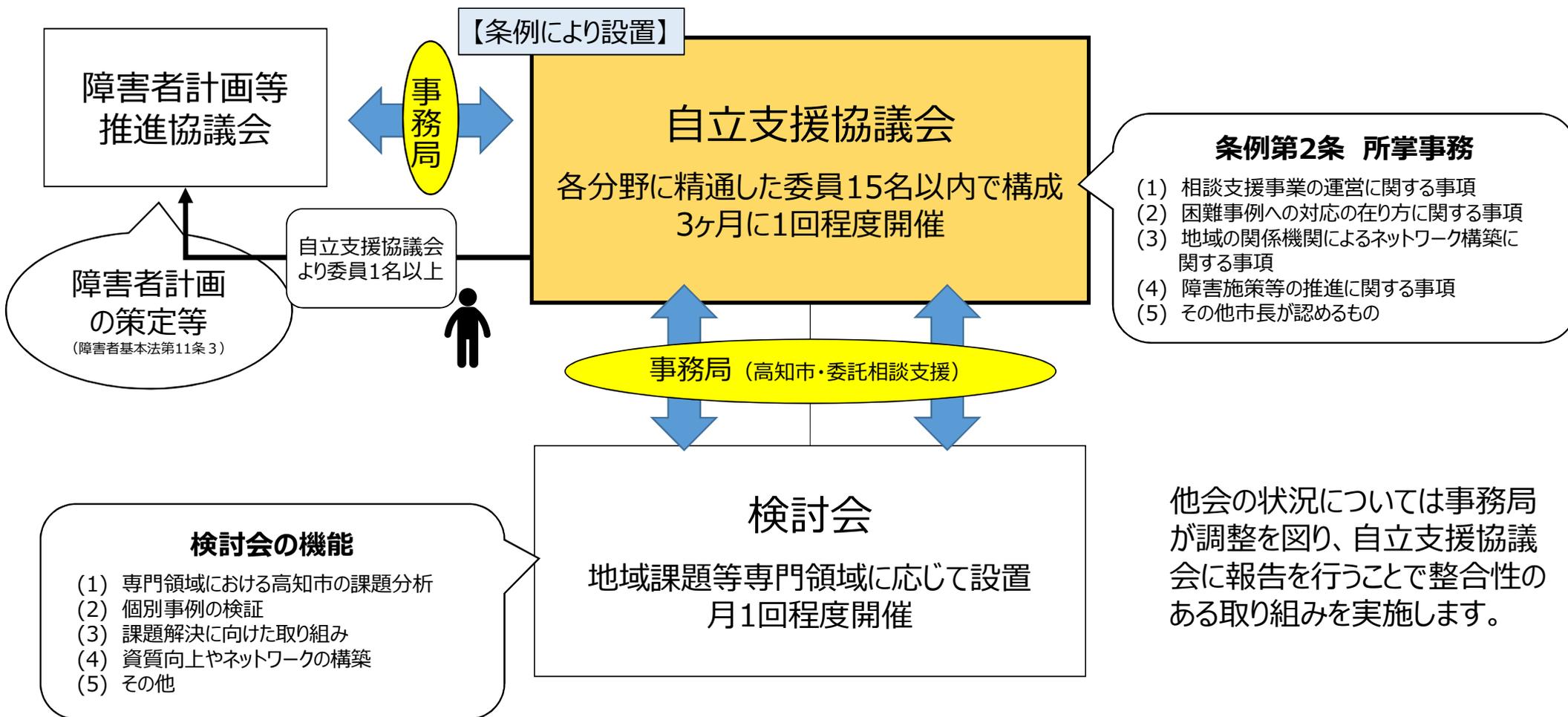
第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

高知市自立支援協議会の変遷

平成19年 6月	準備会の発足
平成20年 6月	自立支援協議会ワーキング部会がスタート（6回開催）
平成21年 3月	自立支援協議会がスタート 全体会＋定例会＋2部会（相談支援部会・地域生活移行部会）＋軽度知的障害者の余暇活動支援
平成23年 4月	障害者日常生活用具検討部会がスタート
平成23年 6月	自立支援協議会 報告会を開催
平成25年 2月	相談支援のあり方に関する検討会開始（3回開催）
平成26年 4月	自立支援協議会のあり方検討開始 全体会＋定例会（委員10名）＋1部会（障害者日常生活用具検討部会）＋軽度知的障害者の余暇活動支援
平成27年 4月	高知市自立支援協議会 条例施行
平成27年 7月	新体制でスタート 協議会（委員12名）

高知市自立支援協議会と他会との関係



高知市自立支援協議会の所掌事務

所掌事務	役割
(1) 相談支援事業の運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談支援事業に関する協議 指定相談支援事業所 障害者相談センター（委託にて運営） 基幹相談支援センター（平成30年度設置予定）
(2) 困難事例への対応の在り方に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存制度等では対応困難な事例を共有し、課題解決に向けた協議
(3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域資源の把握や開発、関係機関のネットワーク構築の協議
(4) 障害施策等の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域生活支援拠点整備の協議 ■ その他施策等の推進に関する協議
(5) その他市長が認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ■ その他

本会は原則公開ですが、個人情報や特定の法人に関する内容は非公開とする場合があります

報告事項

①高知市障害者計画・障害福祉計画

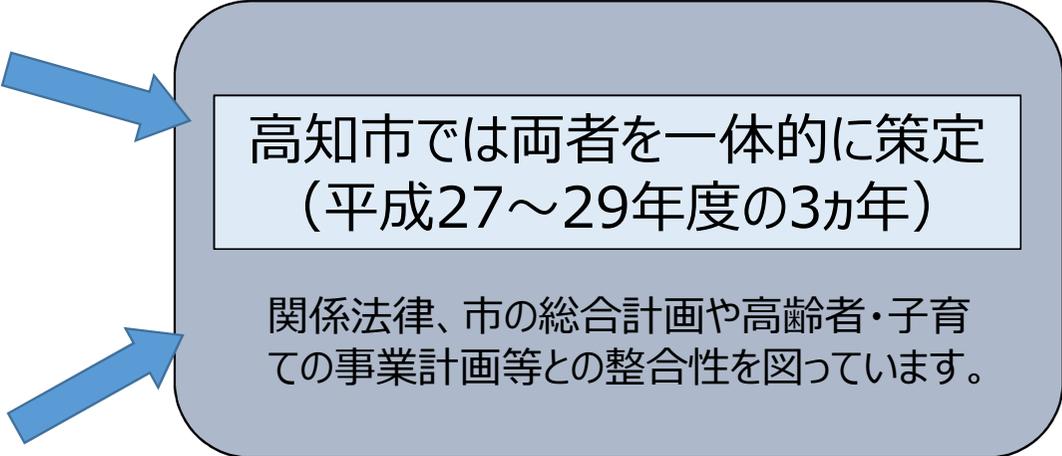
高知市障害者計画・障害福祉計画

- 障害者計画

障害者基本法第11条第3項
障害者施策全般の取組方針

- 障害福祉計画

障害者総合支援法第88条
障害者計画に定める福祉サービスの計画的な基盤整備
平成27～29年度の3カ年が第4期



高知市では両者を一体的に策定
(平成27～29年度の3カ年)

関係法律、市の総合計画や高齢者・子育ての事業計画等との整合性を図っています。

障害福祉計画策定根拠（障害者総合支援法）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

（略）

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（略）

8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

地域生活支援拠点等の整備－自立支援協議会との関係

平成27年4月30日 厚生労働省 障障発0430第1号
「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」

2 整備に当たっての留意事項

(1) 協議会の活用

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、協議会の活用が重要となる。

協議会については、地域における障害者等への支援体制に関するニーズの把握及び課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う重要な役割を担うものとして、運営の活性化を図っていただいているものと考えているが、地域生活支援拠点等の整備に当たっても、どの機関を拠点とするのか、どのような機能を拠点に担わせるのか等について、協議会の場において市町村内の現状に応じて検討していただくことが重要である。

また、地域生活支援拠点等の運営に対しても協議会が関与することが望ましい。

報告事項

②相談支援事業

相談支援事業の種別

	①市町村障害者 相談支援事業	②指定相談支援事業 (特定・障害児・一般)	③基幹相談支援センター
実施主体	市町村（委託可）	指定を受けた事業所（法人）	市町村（委託可）
概略	障害者（児）のあらゆる相談や 支援を実施 <u>利用計画は作成できない</u>	サービス申請した障害者（児）について <u>利用計画を作成</u> （H24.4～） 総合支援法：特定相談支援事業所 児童福祉法：障害児相談支援事業所 地域相談：一般相談支援事業所	地域における <u>相談支援の中核的 な役割を担う機関</u>
義務	必須	<u>H27.4からは計画がないと サービスの継続・新規利用ができない</u>	任意

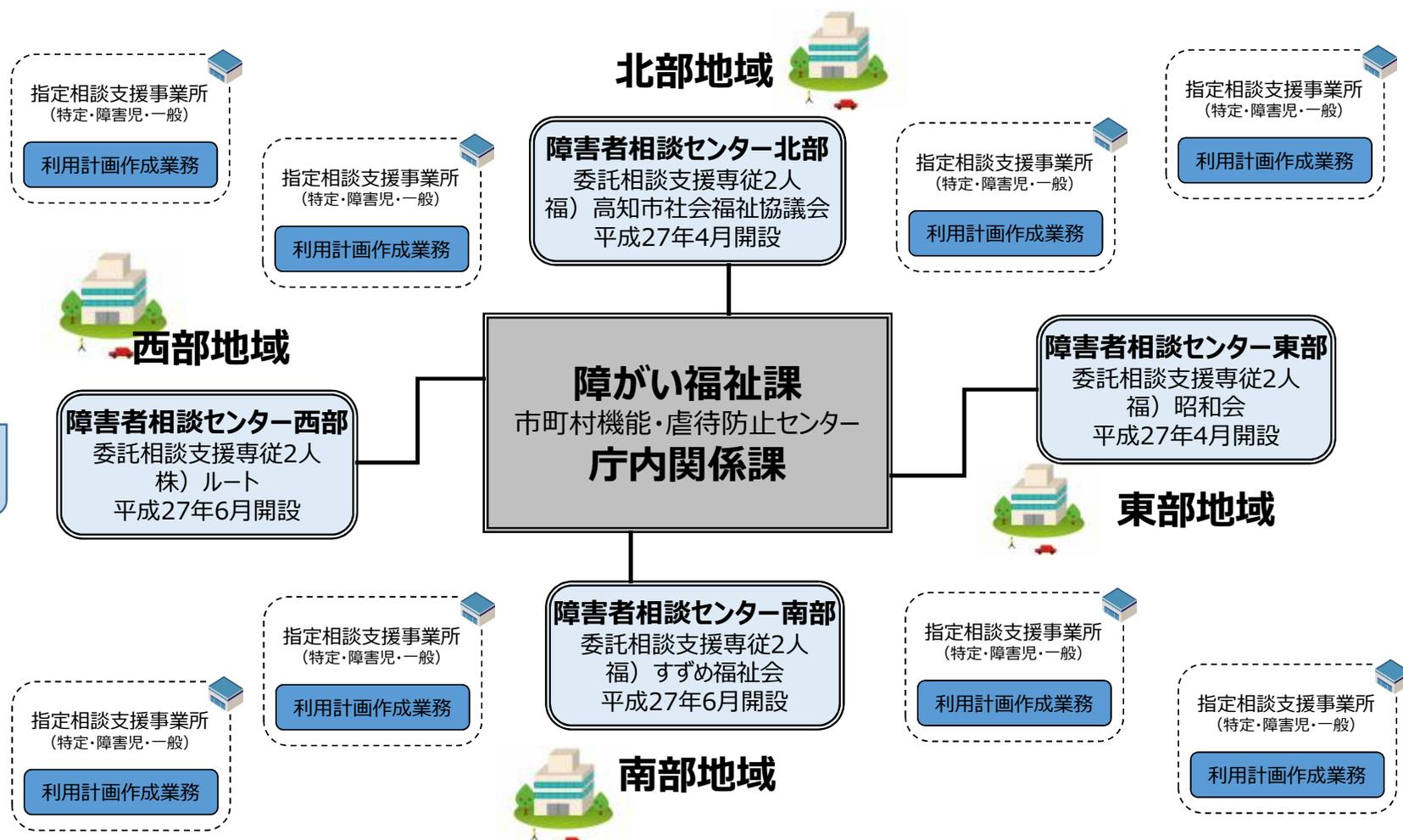
高知市の状況	東西南北4地域4法人へ委託 名称：障害者相談センター	市内27事業所（H27.8.1現在）	未設置 （計画においてH30年度設置を位置 づけ）
高知市の課題	H27年度から体制を見直したため、 周知と資質向上	事業所量及び質の確保	設置方法について検討が必要 （直営・委託等）

高知市の相談支援体制

①障害者相談支援事業を東
西南北4地域4法人に平成
29年度末まで委託
名称：障害者相談センター

②指定相談支援事業所
H27.8.1現在27事業所
特 定 27カ所
障害児 16カ所
一 般 8カ所

③基幹相談支援センター平成
30年度開設予定
(内容等は自立支援協議会
で検討)



障害者相談センターの業務（１）

（１）個別支援業務

- ① 総合相談窓口
障害等のある市民からのあらゆる相談を受理する総合的な相談窓口機能
- ② 福祉サービスの利用支援
自立支援給付、地域生活支援事業等、必要な福祉サービス等の利用支援、セルフプラン作成支援
- ③ 専門機関の紹介
個々の必要性に応じて、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所や公共職業安定所、医療機関等専門機関等の紹介
- ④ 社会資源を活用するための支援
住居、就労、食事等日常生活上の課題に対し、個別の具体的な社会資源を活用した支援
- ⑤ 権利擁護のために必要な支援
日常生活自立支援事業や成年後見制度等、必要な制度の利用支援

障害者相談センターの業務（２）

（２） 地域支援業務

- ① 高知市自立支援協議会の運営への協力（検討会含む）
- ② 関係機関のネットワークづくりに関する業務
事業者や各団体等、地域内における関係機関ネットワークの構築や質向上にかかる業務、社会資源の探索や開発
- ③ 地域住民に対する啓発広報活動

（３） その他（事業を実施するために必要と認められる業務）

- ① 事業計画、実施状況等の報告
- ② 地域内における障害者等の実態把握及び要援護者台帳への記載
- ③ 各種研修会や担当者会議等への出席
- ④ 各種記録及び月報の報告

障害者相談センターの活動状況

●開設状況

平成27年4月1日 障害者相談センター東部
障害者相談センター北部

平成27年6月1日 障害者相談センター西部
障害者相談センター南部

●周知活動

- ・民生委員・児童委員役員会、会長会
- ・地区民生委員・児童委員定例会（全27地区、5月～7月）
- ・広報あかるいまち7月号掲載、ホームページ掲載
- ・高知県医療ソーシャルワーカー協会（5月）パーキンソン病友の会（5月）相談支援事業所連絡会（5月）
- ・今後、手帳交付時にチラシを配布予定

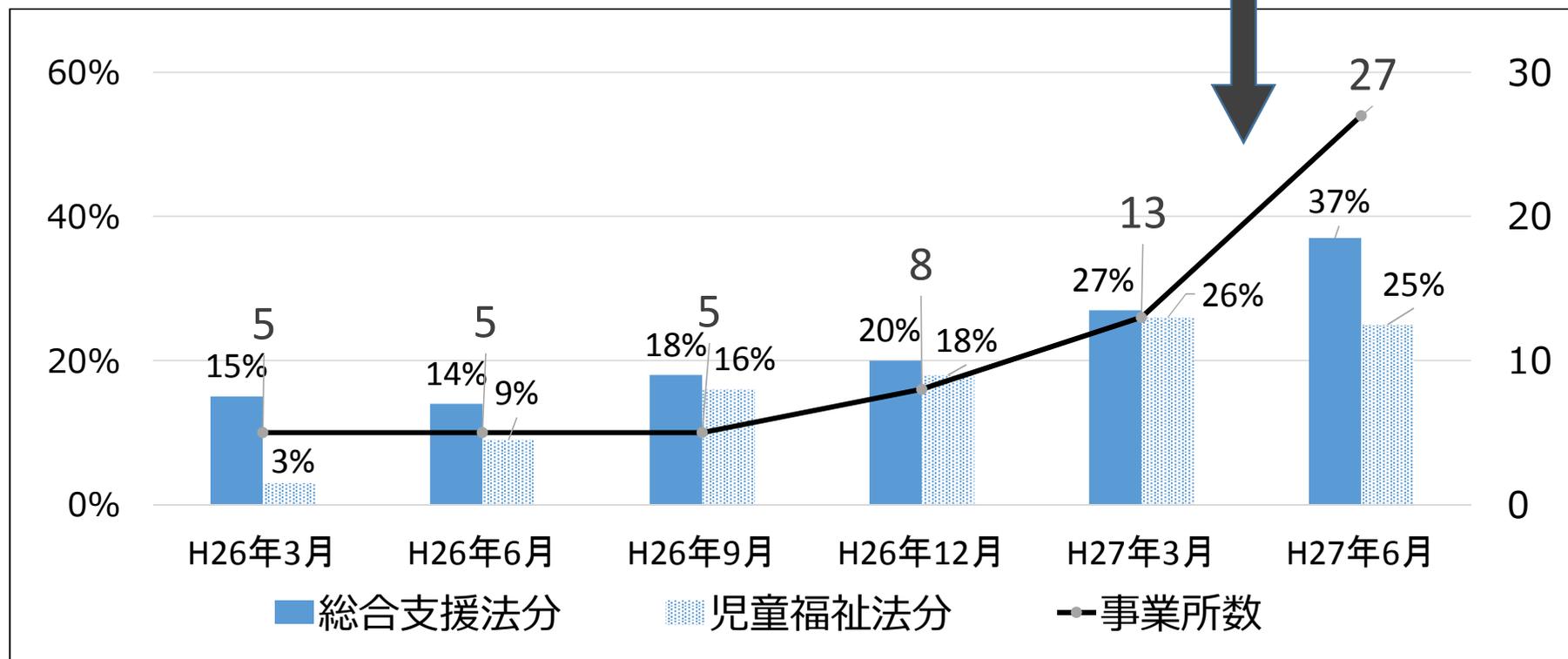
●相談実績

今後自立支援協議会で報告を行います

	4月		5月		6月	
	実	延	実	延	実	延
東部	83	630	72	492	78	663
西部	-	-	-	-	47	138
南部	-	-	-	-	24	109
北部	72	588	86	383	93	475

計画作成率・事業所数の推移

平成27年4月以降のサービス支給申請から、計画作成必須



平成27年6月末時点 総合支援法分受給者数 2,690名
 児童福祉法分受給者数 620名

その他

①今後のスケジュール

協議スケジュール（平成27～29年度の予定）

	27年度	28年度	29年度
基幹相談センター	設置方針協議		設置に向けた協議
地域生活支援拠点	整備協議		29年度中に整備
その他 随時報告・協議			

必要に応じて他会の報告や検討事項の協議を行います

自立支援協議会開催日程（平成27～29年度の予定）

27年度		第1回	第2回	第3回
		8月	11月	2月
28年度	第1回	第2回	第3回	第4回
	5月	8月	11月	2月
29年度	第1回	第2回	第3回	第4回
	5月	8月	11月	2月